

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項(受入れ団体:有限会社美作農園)

1 募集の目的

有限会社美作農園は、平成10年7月に岡山県美作市に設立された会社です。

年間約3万人の観光客が訪れる、中四国最大級の規模のいちごとぶどうの観光農園です。(いちご128a、ぶどう120a) 現在は、プリンや大福の加工事業、直営カフェや直売所を計5店舗運営し、全国に先駆けて農業の6次産業化に取り組んでいます。

当社はこれまで、いちごやぶどうの魅力のみで観光客を集めていましたが、近年、都市部近郊にも競合の観光農園が増えており、集客力の強い、観光客の五感を刺激するような新規性のあるコンテンツが必要となっています。

そこで、本事業では、これまで花きの生産を行ってきた実績を踏まえて、いちごやぶどう観光農園への来園動機に「花で彩る」を加えて、観光客増加を目指します。

隊員には、活動期間中にいちごやぶどうの生産技術の習得や観光農園としての販売・営業ノウハウを指導し、実際に事業に参画してもらいます。現在、ぶどう農場を増設計画中であり、ぶどう生産を学ぶ絶好の機会として事業に携わってもらいます。

活動期間後は、希望があればぶどう等の新規就農者として、独り立ちできるよう支援します。販売先には当社の直売所等を活用して安定した収入を得られるように支援します。

当社は設立した平成10年以降、30人以上の農業者を輩出してきた実績があり、生産技術支援はもとより、農地交渉や施設設計、収支シミュレーション、営業面でのトータルサポートを行うノウハウがあります。そのため、隊員が活動期間後にも高い確率で美作市において定住を実現することが可能です。

美作農園 HP : <https://mimaen.co.jp/>

2 募集人数

1名

3 活動内容

事業地において、花や美作農園で生産したいちごやぶどうを使用した企画やイベントを実施し、観光客を獲得する事業を展開してもらいます。

隊員には、観光農園で必要なノウハウを学んでもらい、活動後に美作市内において農業者として、もしくは観光関係での定住を目指してもらいます。

具体的には、

湯の華ガーデンおよび美作農園直売所における

- (1) 企画の立案および実践
- (2) 花やいちご、ぶどう、加工品等の生産・製造・販売業務
- (3) その他事業に関わる生産及び営業活動

<1日の稼働スケジュール例>

※業務は繁忙期や閑散期等により発生する業務は月々等の状況で異なる為、下記はあくまで通常期の一例となります。

◆通常期：月7～8日休暇

8:00 出勤、いちご収穫

9:00 直売所販売業務

12:00 昼休憩

13:00 ぶどうハウス工事作業

15:00 湯の華ガーデン企画打合せ

17:00 退勤

◆一週間の稼働例

月曜日：企画書作成

火曜日：休み

水曜日：休み

木曜日：ぶどう栽培作業

金曜日：営業会議参加

土曜日：湯の華ガーデン勤務

日曜日：いちご収穫・直売所勤務

4 配置の形態

(1)身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2)委嘱期間

委嘱期間は、初年度は委嘱開始日から令和7年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

- (1) 観光業を通じた地域活性化に対して意欲・熱意のあること
- (2) 農作業ができること(20kgの物が持てる、1日動ける体力)
- (3) 組織の中で業務ができること(役割の理解、個人の考えに固執しない)
- (4) 素直さと謙虚さがあること(指示や指摘を取り入れる)
- (5) 自己実現のビジョンが描けること
- (6) 学ぶ姿勢があること
- (7) 美作農園の経営理念に理解があること

(8)主体的に業務に取り組めること

【資格】

■普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- (2)応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当しない市町村)に在住の方で、配属後生活の拠点を美作市に移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。採用時点で美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4)地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5)普通自動車運転免許を有する方
- (6)一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (7)受入れ団体の代表者の3親等以内の親族でない方。
- (8)心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9)土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10)美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11)勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (12)地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない方
- (13)美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14)暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16)法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

- (1)活動日数及び活動時間 1日7時間30分、週5日間、計週37時間30分の勤務を基本とし、1か月当たり150時間程度(受入れ団体の調整により変動します)
- (2)活動場所 岡山県美作市奥地内及び湯郷地内(その他指示する場所)
- (3)所属団体 有限会社美作農園
- (4)休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。

(5)その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1)報償費等(人件費) 月額上限 233,300 円

※賞与、通勤手当等はありません。所得税については源泉徴収を行います。

(2)加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3)住居

有限会社美作農園で空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4)活動車両

燃料費、車両リース料を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5)起業等に必要経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき助成します(上限 100 万円)。

9 活動費

活動に係る経費は、年額上限 200 万円の範囲内で市から支給されます(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。単価等はあくまで予定額であり、詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等国の財源支援により変更する場合があります。)

(1)住居借上料

隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円/月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

(2)活動車両使用料

自動車リース:上限額 20,000 円/月、自家用車の借上:走行距離 23 円/km。

(3)施設等使用料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

(4)報償費等

講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等

(5)活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

(6)保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

(7)需用費

消耗品・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

(8)役務費

郵便料、運搬に係る経費、各種手数料等

(9) 委託料

業務委託料、その他個別事業等における委託料

(10) 原材料費

資材購入費等

(11) 備品購入費

レンタルやリースでの対応を基本とします。特に必要な場合に限り市が購入し貸与します。

(12) その他の経費

市との協議により事業実施に必要と認められた経費

10 活動支援体制

【技術習得の機会・研修体制の確保】

当社社員をメンターにつけ、隊員のいちご・ぶどう・花の生産技術及び販売技術等の習得カリキュラムを組みます。

【隊員の生活・活動支援体制】

当社社員1名を隊員の生活支援担当に選任し、スムーズに生活環境になじめるようにします。また、活動支援はメンターによる業務管理とフォローアップによります。

【配置修了後の定着・定住のための支援策】

隊員の意向を考慮し、定着・定住のための交渉や手続きには当社役員以下、協力体制をとります。

11 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部

イ エントリーシート 1部

ウ 住民票の抄本 1部

エ 普通自動車運転免許の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和6年4月1日(月)から令和6年6月30日(日)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み・活動内容の問合せ先(受入れ団体)

〒701-2605 岡山県美作市

有限会社美作農園 担当:春名充明

TEL:0868-74-3887

FAX:0868-74-2471

E-mail:seisan.mimasaka.noumaru@gmail.com

(5)地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38-2

美作市 企画振興部企画情報課（担当 片山、井上）

TEL: 0868-72-6631

FAX: 0868-72-6637

E-mail: kikaku@city.mimasaka.lg.jp（半角）

※募集に関する問い合わせは、メール又は FAX でお願いします。

※質問に対する回答は、メール又は FAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

12 選考方法

(1)選考審査

書類審査と面接とし、指定する日から順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2)選考プロセス

① 1次審査(有限会社美作農園)

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

有限会社美作農園 責任者、協力隊員候補者、美作市企画情報課の3者で面接を実施します。最終審査の結果は、美作市から通知します。

(3)その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

13 その他

(1)市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

(2)活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

(3)提出された応募書類は返却しません。

(4)活動費について、協力隊員の活動を行うために必要な経費については、原則、協力隊員に直接支払います。

(5)美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(6)申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

(7)本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。